

## 住宅政策本部非常勤職員募集要項

項目	内 容
職名	住宅整備専門員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</p>
勤務職場	<p>東京都住宅政策本部都営住宅経営部住宅整備課 (新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎13階)</p>
職務内容	<p>都営住宅等の整備に係る企画及び調整に関する下記の業務</p> <p>(1)課内庶務(庶務、文書、給与、予算執行、情報公開、個人情報保護、ICT)に関する業務</p> <p>(2)都営住宅の移転・除却報告に関する業務</p> <p>(3)未利用地保全管理に関する業務</p> <p>(4)その他、その他課長等が指示する業務</p>
応募資格・求められる能力	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>(1)パソコン(Excel、Word等)の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができる</p> <p>(2)電話応対において、丁寧・誠実な接遇を行うことができる</p> <p>(3)上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができる</p> <p>(4)個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる</p> <p>(5)関係機関と円滑な連絡調整を行うことができるなど、十分なコミュニケーション能力を有すること</p> <p>(6)災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること</p> <p>(7)地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと</p>
勤務日数	月16日
勤務時間	<p>1日7時間45分</p> <p>原則8時30分から17時15分まで又は9時00分から17時45分まで</p> <p>※ 勤務開始時間については、採用決定後に所属長が決定</p> <p>※ 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務となる場合があります。</p>
休憩時間	<p>原則12時00分から13時00分まで</p> <p>※ 休憩開始時間については、採用決定後に所属長が決定</p>

休暇等	<p>(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>
報酬額	<p>月額 208,100円 通勤手当相当額を別途支給（上限150,000円/月）</p> <p>※ 原則として毎月15日支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p>
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入あり（要件あり）
応募方法等	<p>応募方法 「会計年度任用職員申込書」（住宅政策本部ホームページからダウンロードできるほか、住宅政策本部都営住宅経営部住宅整備課企画調整担当で配布します。）に必要事項を記入の上、以下のとおり郵送又は持参してください。なお、応募書類は返却いたしません。</p> <p>(1) 申込期間 令和8年1月28日（水）から令和8年2月6日（金）まで ※持参の場合は、期間中の平日9時から正午まで及び13時から16時30分まで ※郵送の場合は、申込期間内に書類必着</p> <p>(2) 書類送付先又は持参場所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都住宅政策本部都営住宅経営部住宅整備課企画調整担当 (東京都庁第二本庁舎13階北側)</p>
選考方法	<p>(1) 第一次選考 書類選考</p> <p>(2) 第二次選考 面接（令和8年2月中旬頃実施予定） 合否については、本人宛郵送により通知します。 第一次選考の合格者には、第二次選考の日程を本人宛郵送により通知しますが、電話連絡をさせていただく場合もあります。 また、選考経過及び結果に関する問合せについては、一切応じません。</p>
問合せ	<p>〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都住宅政策本部都営住宅経営部住宅整備課企画調整担当 電話 03-5320-4986（ダイヤルイン）</p>

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。